

大雨による物損事故に係る損害賠償額の専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成30年(2018年)3月9日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

専決処分書

大雨による物損事故に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

平成30年（2018年）1月29日

町田市長 石 阪 丈 一

損害賠償の額の決定について

大雨による物損事故に係る損害賠償の額を下記のとおり決定する。

記

- 1 事故発生年月日 2017年6月21日
- 2 事故発生場所 町田市本町田1589番地1付近
- 3 事故の概要 大雨により剥離した道路側溝蓋の一部が排水施設を閉塞したために、溢れた雨水が住宅及びその敷地に浸入し、自家用車2台と家財一式に損害を与えたもの
- 4 事故の種別 物損事故
- 5 被害者の住所
- 6 被害者の氏名
- 7 損害賠償の額 5,958,760円